

第1回 警察が設置する街頭防犯カメラシステムに関する研究会

1. 日時

平成21年6月29日 15時30分から17時30分まで

2. 議事

(1) 生活安全局長挨拶

(2) 出席者紹介

(3) 議事要旨

- ・事業の趣旨と進め方について
- ・警察設置の街頭防犯カメラの現況について
- ・モデル地区の概要について
- ・システムの概要について

防犯カメラの映像を連動するようなシステムは考えているのか。

現時点では考えていないが、他のカメラで撮影された映像の抽出を可能としたい。

(事務局)

商店街の防犯カメラと今回の防犯カメラシステムとの連結はできないか。

他の主体が設置する防犯カメラと、例えばネットワーク化して活用することに関しては、技術的な問題に加え、法的な検討も必要である。今回、連結することは考えていない。

(事務局)

犯罪抑止を図る上では、防犯カメラが設置してあることを社会に認識させることが必要である。設置に関する情報提供の方法も検討すべきである。

防犯カメラによる異常通報で警察官の事案対応が増えることにより、空き交番が生じ、困っている人が交番に行っても警察官がいないという状況にならないように配慮すべきである。

異常行動の検知機能の感度を上げすぎると警察業務に支障が出ることもあり、逆に下げすぎても事案を見逃してしまうことになるので、色々な行動認証の形態により試行錯誤を重ねながら最適なものを設定しなければならない。

・検討すべき課題について

要素技術はあるが、それをどのように組合せて犯罪に対して活用するのが難しいと思うが、検証の方法やプロセスについて、どのような考えなのか。

新技術を備えた防犯カメラだから減らせる犯罪、一般的な防犯カメラでも減らせる犯罪があるとも考えられる。検証基準をどのように設定するか今後検討していきたい。(委員)

画像処理技術について、例えば雨で傘を使用した状況であれば、技術に与える影響も大きいと思われるので、天候の変化に対してどの程度システムが動くのか実証していくべきである。

今回の技術では、カメラが異常行動を機械的に検知するものであり、人が見ているわけではない。このことによって、防犯カメラに対する国民意識にどのような影響があるのかを知りたい。

防犯カメラを設置した歌舞伎町地区では、商店街の方々が設置して欲しいという意見であったが、今回のモデル地区でも地元の商店街では賛成のようである。

マスキング機能があるが、撮影された記録データは誰がどのように活用するのか等、データ管理や活用方法等について明確にする必要がある。

警察設置の街頭防犯カメラについては、プライバシーに対する配慮、警察活動との関係等の観点から、判例や学説を整理する必要がある。

意識調査については、プライバシーに関し国民が本当に何を嫌と思っているのか、記録データを厳格に管理すればよいのか等、明らかにできる調査にしてもらいたい。

防犯カメラが増えている状況で、国（警察庁）が初めて実施する事業であり、技術的にも従来から比べて格段の進歩があり画期的である。将来の日本の防犯カメラシステムにとって非常に重要な事業である。

法制度面では、個人情報保護、都道府県の条例等の整理もすべきである。

事業の成果が、モデルケースとして高い価値が出てくると、世界的にも参考となる可能性がある。情報発信のマネジメントもしっかり行う必要がある。

